

第3次「安来市子ども読書活動推進計画」

2023年度～2027年度

2023年4月

安来市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 これまでの経緯	1
(1) 子どもの読書活動の現状	1
(2) 社会的な背景	1
2 計画の目的	2
3 基本方針	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	2
第 2 章 第 2 次計画期間中の取組	3
【全体】	3
1 家庭における子どもの読書活動の推進	3
2 就学前各施設における子どもの読書活動の推進	4
3 小学校・中学校における子どもの読書活動・学校図書館活用教育の推進	4
4 公共図書館における子どもの読書活動の推進	4
5 公共図書館と学校図書館等関係機関の連携強化	5
第 3 章 子どもの読書活動の推進のための方策	5
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
(1) 現状と課題	5
(2) 施策の方向	6
2 就学前各施設における子どもの読書活動の推進	7
(1) 現状と課題	7
(2) 施策の方向	7
3 学校における子どもの読書活動・学校図書館活用教育の推進	8
(1) 現状と課題	8
(2) 施策の方向	9
4 公共図書館における子どもの読書活動の推進	10
(1) 現状と課題	10
(2) 施策の方向	11
5 公共図書館と学校図書館等関係機関の連携強化	12
(1) 現状と課題	12
(2) 施策の方向	13
第 3 次計画数値目標一覧	14
「子どもの読書活動の推進に関する法律」	15

第1章 計画の策定にあたって

1 これまでの経緯

(1) 子どもの読書活動の現状

子どもの読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。しかし、近年、生活環境の変化に伴い、スマートフォンの普及やコミュニケーションツールが多様化する中、幼児期からの読書習慣が未形成な子どもが増え、子どもの読書離れ、活字離れが進んでいると言われていています。また、コミュニケーションによる問題解決能力の低下や人生をより豊かに生きるための基盤形成の弱さが指摘されています。

社会が急速に変化し、予測が困難になっている近年において、読書活動は様々な情報について精査・判断し、自らの考えを形成して表現する力を育み、人間関係を構築する上で必要な言語力や多様な価値観に触れることができるという点からも、その重要性が高まっていると考えられます。

(2) 社会的な背景

子どもにとって読書活動が不可欠であることに鑑み、その推進を社会全体で積極的に図っていくことが必要なことから、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。同法に基づき、国においては、平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年間（2018～2022年度）にわたる子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにしています。

島根県においては、平成21年から「子ども読書県しまね」を掲げ、義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開することで取組を推進してきました。平成31年3月には「第4次島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」ことを目指しています。

こうした中、本市においても、国や県の読書活動推進計画に基づき、平成22年度に「安来市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境を充実させるため、家庭、地域、学校など社会全体が連携・協働して取り組んできました。

このたび、第2次計画策定から5年が経過し、また、国や県でも第4次計画が策定されていることや平成29・30・31年に学習指導要領が改訂され、学校図書館の利活用や読書活動の充実が規定されたこと、GIGAスクール構想により教育環境も変化してきたことなどを踏まえ、これまでの取組を振り返り、新たな課題に対処するために「第3次安来市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。この第3次計画をもとに今後一層の推進を図ります。

2 計画の目的

安来市の次代を担う子どもが、一人一人の発達段階に応じて読書を楽しみ、読書の習慣を身につけることができるよう、家庭、地域、学校など社会全体が連携・協働して、子どもの読書環境を整備する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として本計画を策定します。

3 基本方針

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境の整備を推進することを基本理念としながら、安来市の実情を踏まえ、次の4項目を子ども読書活動推進の基本方針として施策に取り組みます。

○4つの柱

- ・家庭における子どもの読書活動の推進
- ・就学前各施設、学校等における子どもの読書活動の推進
- ・公共図書館における子どもの読書活動の推進
- ・公共図書館と学校図書館等関係機関の連携強化

4 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもと、子どもの読書活動を支える大人とします。

5 計画の期間

計画の期間は、2023年度から2027年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 第2次計画期間中の取組

【全体】

第2次計画に基づき、関係機関が連携して方策を進めてきましたが、計画後期において、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、学校の臨時休校、各種事業やイベントの中止など、予想外の事態となりました。これにより、様々な活動にも制限が生じ、計画も大きな影響を受けました。

その中、「新しい生活様式」や各分野によって示されたガイドラインにのっとり、工夫をこらしながら少しずつ活動を再開し、継続的に読書活動ができるように努めました。

数値目標の項目		目標	実績
		2022年度	2021年度
司書教諭発令校		22校	15校
学校司書配置校		22校	22校
学校図書館図書標準達成校		小学校 17校	小学校 13校
		中学校 5校	中学校 2校
公共図書館	蔵書数	300,000冊	262,590冊
	児童用図書数	120,000冊	101,898冊
	図書館行事参加数	のべ1,300人	800人
	単元貸出	5,000冊	5,720冊
		22校	20校
	団体貸出	30,000冊	11,405冊
22校		22校	

1 家庭における子どもの読書活動の推進

乳幼児期から本に親しむためには、家庭における読書環境の充実が重要なことから、4か月児健診に合わせて幼年絵本を選定し、読み聞かせを行い、絵本を贈呈する「ブックスタート事業」を実施しました。同時に、公共図書館の絵本セット貸出やおはなし会の紹介も行い、家庭での読み聞かせの機会創出につなげました。

また、子育て支援センター等では、乳幼児健診時や子育て相談、子育てサーク

ル開催時や子育てに関する講習会等の機会を捉え、絵本を通して親子のふれあいの大切さや過剰なメディア接触の弊害を伝えることができました。これらの取組により、保護者の絵本に対する関心を高め、乳児期早期からの家庭での読み聞かせにつなげることができたと考えます。

2 就学前各施設における子どもの読書活動の推進

子どもたちが絵本に親しめるようにするため、絵本の部屋や保育室に絵本コーナーを設置するなどし、子どもたちの身近に本とふれあう環境を整備しました。保育士や地域ボランティアによる読み聞かせにより、子どもたちが本に対する興味、関心が持てるようにも努めました。

また、家庭での読書や読み聞かせの重要性を伝えるため、県の幼児・児童読書普及事業を活用し、保護者を対象とした講演会を実施したり、公共図書館の巡回図書の出借や保護者へのお便り配布などにより、家庭での読書習慣づくりを啓発することができました。

3 小学校・中学校における子どもの読書活動・学校図書館活用教育の推進

子どもが読書を楽しむ習慣を形成するため、必読書の設定や朝読書、読み聞かせに取り組みました。また、図書館まつりや学校間での本のやりとりを行う「読書郵便」や「ぶっくじ」などの実施により、子どもたち自らが楽しんで本とふれあう機会をつくることができました。

家庭においても読書時間を促進する「家庭読書週間」により、メディアへの過剰接触を抑止し、メディアコントロールを促すことができました。地域のボランティア等によって、学校にて読み聞かせ等が行われ、地域と連携して子どもの読書活動を推進することもできました。

また、市内全小中学校に学校司書を配置し、教職員の指導力向上や学校司書のスキル向上に向けた研修の実施や、図書館年間活動計画や情報活用スキル体系表、年間指導計画を作成することで、学校図書館活用教育の充実を図りました。

4 公共図書館における子どもの読書活動の推進

公共図書館では、絵本や児童用図書の充実や絵本セットの活用、「おはなし会」や「クリスマス会」、図書館職員による「出張おはなし会」を通じて、子どもにとって、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場となるように努めました。

また、図書館は知りたいことを自主的に調べ、自ら学び考える場でもあります。調べ学習用図書や郷土資料の充実を図ることで、子どもたちが主体的に学習できる環境整備にもつなげました。

5 公共図書館と学校図書館等関係機関の連携強化

公共図書館では、巡回図書や団体貸出をすることにより、様々な場面において多様な本とふれあう機会の創出に努めました。

また、子ども読書活動推進会議を年2回開催することで、家庭・地域・学校・ボランティア団体等、子どもの読書環境を取り巻く各組織、団体の活動進捗状況を確認し、情報交換を図ることで連携して計画を推進することができました。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが幼い頃から本に親しみ、本の楽しさを知るためには、家庭における読書環境の充実が重要です。子どもは保護者から読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒に本を読んだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。特に乳幼児期の親子のふれあいや様々な経験、言葉かけ、読み聞かせなどは、その後の読書活動に良い影響を与えます。

(1) 現状と課題

- ① メディアへの過剰接触によるメディア依存の増加
- ② 習い事の増加に伴うゆとりの時間の減少
- ③ 共働き家庭の増加に伴う家族団らんの時間の減少
- ④ 子育てに不安を抱える保護者、自信を喪失している保護者、子育てに無関心な保護者の増加

核家族化が進み、親の就労形態の多様化に伴い、親子で過ごす時間は減少しています。家庭における子どもの生活も、習い事等や親の生活時間にあわせた過ごし方の中で忙しくなっており、少ない遊び時間の中で、友達や家族と遊ぶことは減少し、ゲームなどで個別に遊ぶ傾向にあります。

また、メディアの普及により大人も子どもも活字に触れる機会が少なくなり、過剰なメディア接触も社会問題となっています。

子どもと触れあう時間を取り戻す手段として、保護者が子どもと絵本との関係に興味を持ち、日常的に子どもと一緒に絵本を読む、ゆとりの時間を確保することが必要とされています。

そこで現在、市内の公共施設等において、家庭での子どもの読書活動の大切さについて啓発し、子どもの絵本に関する情報を様々な形で提供しています。また、就学前各施設では、絵本の楽しさや読み聞かせの意義を保護者に伝えています。

今後、子どもが自発的な読書活動を習慣とするために、公共図書館、就学前各

施設、学校等が連携を図りながら取組を進めることが大切です。

(2) 施策の方向

- ① 子育て支援センター等では、乳幼児健診時、子育て相談、子育てサークル開催時や子育てに関する講習会等の機会を捉え、絵本を通して親子のふれあいの大切さ、過剰なメディア接触の弊害を伝えていきます。
- ② 子ども未来課では、乳幼児健診にあわせ、赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあうひと時をもつきっかけを作ることを目的に「ブックスタート事業」を行っています。ブックスタート実行委員会を設置し、公共図書館、就学前各施設と連携して、読み聞かせの必要性、節度あるメディア接触の啓発もあわせ、効果的な取組につなげていきます。
- ③ 公共図書館では、家庭における読書の大切さや楽しみについて理解の促進を図りながら、絵本との出会いを広げるために、読み聞かせに適した絵本の紹介など、十分な情報提供に取り組んでいきます。
- ④ 就学前各施設、学校、家庭、地域がそれぞれに推進していくのではなく、発達段階に応じた子どもの成長を支援するため連携を図っていきます。

具体的な施策内容

○読み聞かせや講習会等開催の充実

- ・家庭読書の大切さを伝えるため、就学前各施設や学校等において、保護者を対象として、お便りの配布や研修会を実施

○家庭での読書環境の推進

- ・おすすめ絵本リストの作成（公共図書館）
- ・子育て支援センターでの図書の貸出
- ・節度あるメディア接触の推進

○ブックスタート事業の推進

- ・安来市在住の乳児を対象とし、4 か月児健診時に絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊贈呈する

<数値目標>

施策・事業（取組）		基準年度	目標年度	推進主体
		2021	2027	
子育て支援センター	図書の貸出冊数	0冊/年	100冊/年	子ども未来課
	読み聞かせ会に参加した親子の総数	20人/年	100人/年	子ども未来課

2 就学前各施設における子どもの読書活動の推進

就学前各施設は、子どもたちが早い時期から本と出会うところになります。したがって、子どもたちの身近に本とふれあう環境が整備され、絵本などに親しむ機会が提供されることが必要となります。子どもたちが先生や友達と一緒に絵本を楽しむことで本に対する興味や関心がもてるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。

(1) 現状と課題

① 読書環境の整備

- ・蔵書数の不足
- ・絵本コーナーの環境整備が必要

② 読書指導

- ・子ども一人一人の発達段階に応じた読み聞かせの実施
- ・保護者の読書活動に対する意識の低下
- ・大人の活字離れ、読書離れ

就学前各施設では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をもとに、子ども一人一人の年齢・発達に応じた絵本を選択し、読み聞かせ等を行ったり、絵本コーナーでは、子どもが自由に絵本を読めるように工夫をしています。

しかしながら、蔵書数は十分とはいえず、さらに充実していく必要があります。また、絵本の貸出も行っていますが、読まずに返す家庭や読み聞かせのような親子のふれ合いがないまま、自分で読む子の姿も見られます。

そこで、保護者に対しても、絵本の紹介や絵本の楽しさ、読み聞かせの大切さ等を伝えていくことが求められます。

(2) 施策の方向

- ① 読み聞かせの時間の充実を図ります。
- ② 子どもたちが本に興味をもてるような、読書環境の充実を図ります。
- ③ 保護者の本に対する関心を高めるため、絵本や読み聞かせに関する情報を保護者に提供します。

具体的な施策内容

○読書の習慣作り

- ・読み聞かせ等について職員研修の充実（公共図書館と連携）
- ・絵本コーナーの環境整備（季節やジャンルに応じた掲示の工夫等）並びに蔵書数の充実（公共図書館と連携）
- ・貸出の促進

○家庭での読書の大切さについて啓発

- ・絵本の読み聞かせ講演会の開催
- ・家庭での読書、読み聞かせの重要性を伝えるお便りの配布や保護者対象の研修会の実施

3 学校における子どもの読書活動・学校図書館活用教育の推進

学校図書館活用教育は、児童生徒の読書活動を促進するとともに、各種資料や情報を提供することにより、児童生徒の自発的・主体的学習活動を支援し、豊かな人間性を培い、生涯にわたる自己教育力を育てる上で極めて重要な役割をもっています。

小中学校では、学校図書館の館長としての役割を担う校長のリーダーシップの下、司書教諭及び学校図書館教育担当教諭を中心に、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を充実させることが求められています。

また、学校図書館では、配架の工夫やデジタイズ図書の充実など、ユニバーサルデザインの視点から環境整備を行うことや、一時的に学級になじめない児童生徒の居場所としての役割を担うことも重視されています。

(1) 現状と課題

① 読書指導・学校図書館活用教育の充実

- ・市内全小中学校（22校）に学校司書を配置し、環境整備や読み聞かせなどにより、子どもの読書への意欲を高める活動に取り組んでいる
- ・学校司書、司書教諭、授業担当者等との連携の中で、学校図書館の活用が進められてきている
- ・「学習センター」、「情報センター」としての機能は、学校によって差がみられる
- ・学習指導要領の改訂やGIGAスクール構想による教育環境の変化に対して、学習活動における学校図書館の活用は十分とはいえない

② 読書環境の整備、充実

- ・読書活動、主体的な学習活動を支援するのに十分な図書資料の充実が必要
- ・市内小中学校の学校図書館図書標準達成校の割合 68%

市内全小中学校図書館に学校司書が配置されていることにより、環境整備も進み、児童生徒の興味・関心を引き、使いやすい図書館になっています。また、

学校司書、司書教諭、授業担当者等との連携の中で、学校図書館の活用が進められてきています。しかし、学習指導要領の改訂や GIGA スクール構想によって教育環境が変化してきていることや、学校によって学校図書館活用教育に対する取組に温度差もあり、学習活動において学校図書館が十分に活用されているとは言えません。また、学校司書の中でも有資格者は少なく、司書業務と児童生徒理解の両面からスキルアップを図る必要があります。

市内小中学校の学校図書館図書標準達成校の割合は 68% ですが、実際には傷んだり、情報が古くなったりしている図書も多く、子どもの豊かな読書活動や主体的な学習を支援するのに必要な資料は十分とは言えません。

(2) 施策の方向

- ① 多様な読書活動を展開し、読書に対する子どもや保護者の意識を啓発することで、読書に親しむ機会を増やします。
- ② 各教科等における学校図書館の有効活用を推進するとともに、ICT による情報活用とのベストミックスを図り、主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。
- ③ 各学校の読書活動に関する情報交換や図書資料の貸出等、学校図書館間や公共図書館との連携・協力体制の充実を図ります。
- ④ 学校図書館を児童生徒が有効に活用できるよう、図書資料の充実・更新に努めるとともに、利用しやすい図書館環境整備に努めます。

具体的な施策内容

○読書への啓発活動

- ・ 推薦図書や必読書の設定
- ・ 朝読書や読み聞かせ、ストーリーテリング、読書週間、図書館まつり等の取組
- ・ 家庭読書週間の実施などにより、家庭での読書時間を確保し、メディアへの過剰接触を抑止する
- ・ 豊かなコミュニケーションを伴う家庭での読書啓発

○学校図書館活用教育の充実

- ・ 担任、司書教諭、学校司書の協働による授業実践
- ・ 学校体制づくりと全体計画・年間指導計画の作成
- ・ 教職員の指導力向上、学校司書のスキルアップに向けた研修の実施

○学校間・公共図書館等との連携強化

- ・ 図書資料相互貸借のためのネットワークの活用
- ・ 学校間での授業実践や使用図書についての情報共有

○学校図書館の整備充実

- ・児童生徒の発達段階や学習内容に沿った選書・購入
- ・「学習センター」、「情報センター」として機能する館内レイアウトの工夫と多様なメディアの充実
- ・季節や行事等を意識した館内掲示の充実

<数値目標>

施策・事業（取組）	基準年度	目標年度	推進主体
	2021	2027	
平日に学校の授業時間以外で30分以上読書をする児童生徒の割合	小6：33.4% 中3：27.5%	小6：37% 中3：32%	学校 家庭
学校図書館を活用した1クラスあたりの授業実施時間数	小：35.6時間 中：17.9時間	小：35時間 中：20時間	学校

4 公共図書館における子どもの読書活動の推進

公共図書館は、市民が自ら学び考え、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習社会の基盤としての役割を担っています。

また、子どもたちにとって図書館は、多様な本と出会い、読書の楽しみを通じて豊かな人間性を育む場でもあり、図書館で知りたいことを自主的に調べることは、自ら学び考える機会ともなります。

読み聞かせやおはなし会、季節に合わせた資料展示などは、子どもが言葉や物語の楽しさにふれ、本に親しむ機会となり、家庭での読書習慣の基盤となります。

(1) 現状と課題

① 読書普及活動

- ・おはなし会（乳幼児、小学生対象）の開催（絵本の読み聞かせや手遊び、わらべ歌、ストーリーテリング、折り紙等）
- ・子ども読書会（市内小学生対象）
- ・子どもの発達段階に応じた選書のアドバイスやレファレンス

② 館外での読書普及活動

- ・団体貸出、巡回図書の実施（就学前各施設、交流センター、放課後児童クラブ等）
- ・ブックスタート事業(4か月児健診時での親子への読み聞かせ)
- ・小中学校、放課後児童クラブでの読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリングの実施
- ・交流センターでのおはなし会

③ 図書館行事

- ・図書館のつどい
- ・工作教室
- ・クリスマス会
- ・子ども読書週間での取組

安来市では、全3館の公共図書館が統合された図書館システムにより、資料の貸出や予約の受付等を行い、効率の良い検索を可能とし、子どもの読書活動にも役立つよう努めています。さらに、館内の利用者端末では、子ども用の検索メニューを設け、図書館職員に相談するとともに、子どもが自分で読みたい本を探せるなど、利用しやすい環境整備を図っています。

また、「個人貸出」のほか、学校や交流センター、ボランティア団体等へ「団体貸出」を行うことにより、様々な場での読書活動を支援しています。

各公共図書館では、子どもが本に興味を持つよう、定期的におはなし会等、子ども向け行事を開催したり、保護者等を対象に読書に関する講演会等を実施したりしています。

公共図書館で開催する行事については、各種メディアを通じて積極的に広報活動を行っています。

しかし、コロナ禍において図書館入館者は減少傾向にあり、各種イベントについても人数制限を設けている状況から、図書館や本に触れていく機会をどのように増やしていけばよいか考えていく必要があります。

(2) 施策の方向

- ① 子ども読書活動を積極的に推進していくために、図書館サービスを充実させ、良質な資料を収集します。また、子どもが読書に親しみやすい環境の整備を行います。
- ② 保護者を対象とした、子どもの読書活動を推進するための行事を開催します。また、ブックスタートからつながる家庭での読み聞かせの推進を図ります。
- ③ 地域における子ども読書活動の総合的な推進を図るため、就学前各施設、交流センター（子育てサークル）等に対して、図書の団体貸出を実施するとともに、おはなし会の開催や子ども読書に関わる各種の相談に応じ、関係機関との連携・協働の推進を促します。

具体的な施策内容

○読書環境の整備・充実

- ・絵本、児童用図書の充実
- ・調べ学習用図書、郷土資料の充実

○子ども向け図書館行事の充実

- ・「おはなし会」、「子ども読書会」の充実

- ・図書館のつどい、クリスマス会、子ども読書週間の充実
- 家庭における子ども読書活動の推進
 - ・ブックスタートからつながる家庭での読み聞かせの推進
 - ・安来市立図書館絵本セットの活用
- 地域における子ども読書活動の総合的な推進
 - ・図書館職員による出張おはなし会
 - ・子ども読書活動に関わる研修会の開催

<数値目標>

施策・事業（取組）	基準年度	目標年度	推進主体
	2021	2027	
子どもへの図書貸出冊数※	95,509 冊	100,000 冊	公共図書館
就学前各施設や学校、交流センター等への団体貸出冊数	11,405 冊	12,000 冊	公共図書館

※登録年齢が0～18歳の図書館利用カード利用者への貸出冊数

5 公共図書館と学校図書館等関係機関の連携強化

子どもの読書活動の推進には、行政ばかりではなく、家庭・地域・学校・ボランティア団体等すべての人たちが、それぞれの役割を果たし、自らの責務と認識する必要があります。それぞれ独自の展開を図っていくことも大切ですが、お互いに連携・協力して取り組むことにより大きな成果が期待できます。

(1) 現状と課題

- ① 就学前各施設との連携
 - ・巡回図書を活用し、家庭での読み聞かせの必要性を啓発
- ② 学校図書館との連携
 - ・公共図書館3館を週2回巡回し、公共図書館間の図書の移動をすることで、学校図書館の物流を支援
 - ・学校が同時期に同単元を実施するため、必要な図書資料が不足する
- ③ 交流センターとの連携
 - ・放課後の子どもの居場所づくりを実施し、読み聞かせを行っている交流センターもある
 - ・交流センターの希望による巡回図書を実施

④ 読み聞かせボランティア団体との連携

- ・ボランティア人材の養成や団体活動の情報発信についての連携不足

本計画の効果的な推進を図るためには、家庭、地域、学校をはじめ社会全体が連携・協働して取り組むことが重要です。市内には、子育て支援センターや就学前各施設、交流センター、学校、公共図書館等、子どもの読書活動に関わる施設が多数ありますが、その関係者が施設の特性を生かして子どもが読書に親しむ機会の提供に努め、さらに各施設を運営する関係機関やボランティア、団体等が情報交換や交流会等を通して連携・協働し、効果的な子どもの読書推進活動を図る必要があります。

(2) 施策の方向

- ① 公共図書館では、学校における読書活動を支援するため、学校図書館との連携を基に、授業に役立つ調べ学習用図書や、心の成長の糧となるような良質な図書等の充実を図ります。
- ② 社会全体で子どもにとって意義ある読書活動を推進するために、子どもの読書活動に携わる関係者や関係機関の連携・協働が図れる総合的な推進体制を整備していきます。
- ③ 公共図書館や交流センター、学校図書館、就学前各施設等がそれぞれ連携・協働して、行事の共同開催や、本の選び方や読み聞かせの方法等についての情報交換等を行います。

具体的な施策内容

- 学校図書館と公共図書館の連携
 - ・学校図書館と公共図書館が連携・調整し、物流の効率化を図る
 - ・調べ学習用図書、郷土資料の充実
- 安来市子ども読書推進会議の開催
 - ・各組織、団体の活動状況の共有と情報交換

第3次計画数値目標一覧

	項目	2021年度 実績	2027年度 目標
子育て支援 センター	図書の貸出冊数	0冊/年	100冊/年
	読み聞かせ会に参加した 親子の総数	20人/年	100人/年
学校	平日に学校の授業時間以外 で30分以上読書をする児童 生徒の割合	小6：33.4% 中3：27.5%	小6：37% 中3：32%
	学校図書館を活用した 1クラスあたりの授業実施 時間数	小：35.6時間 中：17.9時間	小：35時間 中：20時間
公共図書館	子どもへの図書貸出冊数※	95,509冊	100,000冊
	就学前施設や学校、交流セ ンター等への団体貸出冊数	11,405冊	12,000冊

※登録年齢が0～18歳の図書館利用カード利用者への貸出冊数

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。